

**第二期**  
**西東京市人にやさしいまちづくり推進計画**  
**(案)**



# 目 次

「第二期西東京市人にやさしいまちづくり推進計画」の策定にあたって……	1
1 計画の基本事項……	2
1-1 計画策定の目的……	2
1-2 計画の位置づけ……	2
1-3 計画の期間……	3
1-4 計画の進行管理……	4
2 計画の基本的な考え方……	5
2-1 西東京市人にやさしいまちづくり条例について……	5
2-2 基本理念……	6
2-3 基本方針……	6
2-4 基本目標……	7
2-5 施策の体系……	8
3 施策の展開……	9
基本目標1 やさしい心と主体性を育む取り組みの推進……	9
(1) 心のバリアフリー等の推進……	9
(2) 情報提供の充実……	11
(3) とともに支えあう活動の支援……	12
基本目標2 すべての人にやさしい公共空間づくり……	16
(1) 公共建築物のバリアフリー化等の推進……	16
(2) まちなかにおける安全性の向上……	17
(3) 公共交通機関等の利便性の向上……	20
(4) 公共の緑の保全と整備……	22
基本目標3 市民・事業者の協力によるやさしいまちづくり……	23
(1) 小規模店舗等のバリアフリー化に関する支援……	23
(2) 人にやさしいまちづくりを支援する民間施設の確保……	24
(3) 民有地における緑化の推進……	25
資料編……	27
1 西東京市人にやさしいまちづくり推進協議会……	27
2 西東京市人にやさしいまちづくり推進協議会委員名簿……	28
3 計画策定の経過……	28
4 用語の解説……	29

## 「第二期西東京市人にやさしいまちづくり推進計画」の策定にあたって

西東京市人にやさしいまちづくり条例（平成 19 年 12 月 20 日条例第 68 号）第 7 条の規定に基づき、平成 21（2009）年 3 月に策定された「西東京市人にやさしいまちづくり推進計画」（以下「第一期計画」といいます。）は、平成 21（2009）年度から平成 30（2018）年度までの 10 ヶ年の計画として、すべての市民が快適で、安全・安心に暮らしていけるまちを実現するため、人にやさしいまちづくりの推進に必要な施策を総合的・体系的に示してきました。

この間、西東京市では、西武池袋線保谷駅やひばりヶ丘駅前の都市基盤整備や都市計画道路 3・2・6 号調布保谷線をはじめとする幹線道路の整備が進むとともに、大規模マンション等の大規模開発が各所で進み、住環境が大きく変化してきましたが、このようなまちづくりのハード面での取り組みを進める際には、人にやさしいまちづくりの実現に向けた総合的な指針としての役割を果たしてきました。

また、人にやさしいまちづくりの実現にあたっては、ハード面の取り組みだけでなく、市民・事業者・市が、あらゆる人の状況を理解し互いに協力しながら、他人を思いやる心を持って、支えあいや助けあいの活動に取り組むことも必要で、この間、さまざまな行政分野では、関連計画に基づいてまちづくりのソフト面での取り組みも進められてきました。

このようなまちづくりのソフト面での取り組みを進める際にも、第一期計画は、人にやさしいまちづくりの実現に向けた総合的な指針としての役割を果たしてきており、西東京市が目指す「人にやさしいまちづくり」の基本理念や基本的な方向性は、着実に浸透しているものと考えています。

なお、西東京市は、平成 23（2011）年に市民共通の願いとして生涯健康で一人ひとりが輝き互いに支えあうまちの実現のために「健康都市宣言」を行ない、平成 26（2014）年には WHO（世界保健機関）西太平洋地域事務局の呼びかけにより創出された「健康都市連合」に加盟し、平成 27（2015）年 3 月に策定した「まち・ひと・しごと 創生総合戦略」に基づき、保健医療のみならず、社会経済や居住環境などの様々な分野の改善を進め、地域・住民が互いに支えあう（応援する）まち「健康」応援都市を目指しています。

第二期西東京市人にやさしいまちづくり推進計画（以下「本計画」といいます。）では、第一期計画から基本理念や基本方針を引き継ぎながら、これまでの取り組みや市の施策、市を取り巻く社会状況等を踏まえたうえで、引き続き、人にやさしいまちづくりの実現に向けた総合的な指針としての役割が果たせるよう、人にやさしいまちづくりの推進に必要な施策を総合的・体系的に示し、住んでみたい、住み続けたい、住んでいて良かったと思えるまちの実現を目指します。

# 1 計画の基本事項

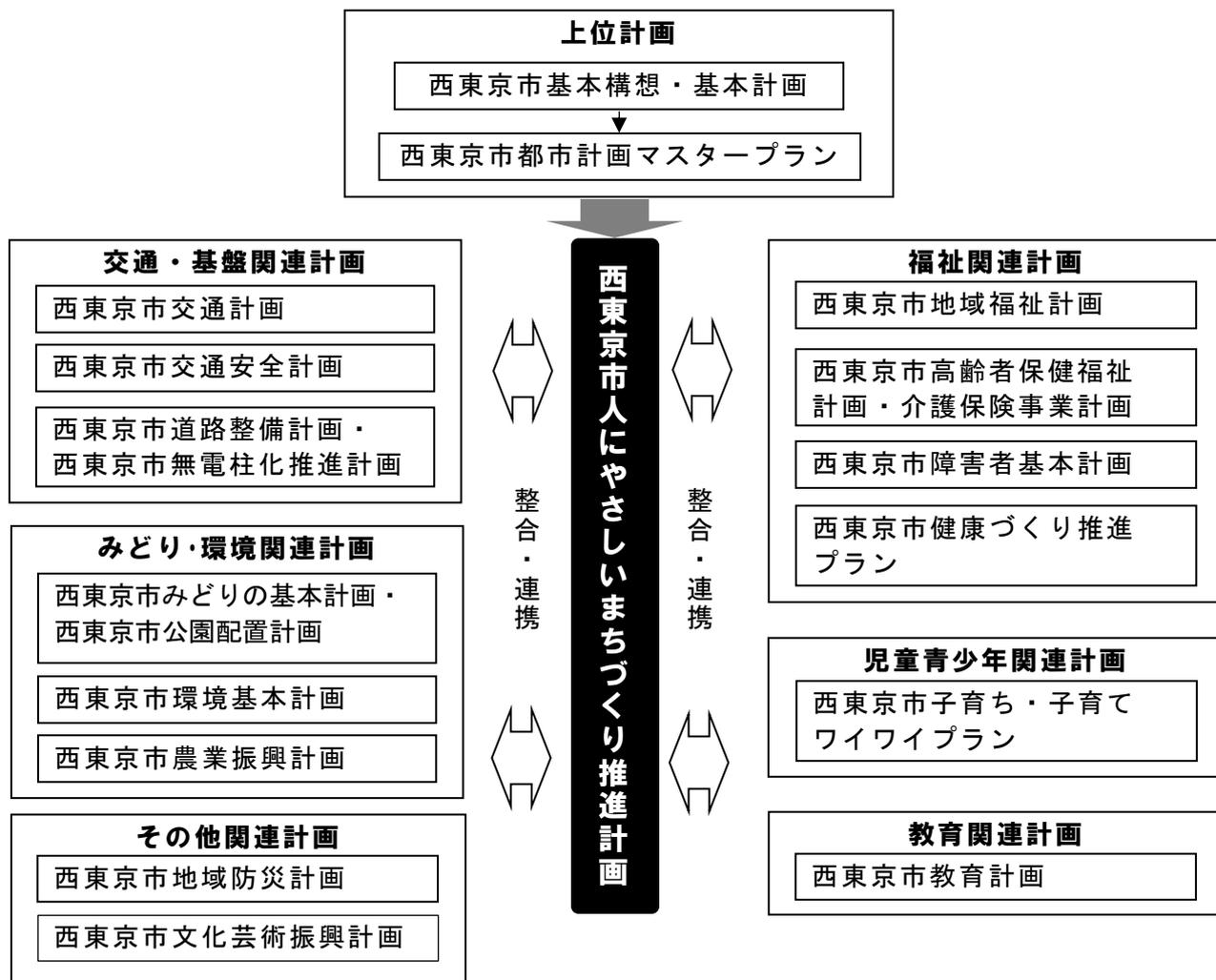
## 1-1 計画策定の目的

本計画は、すべての市民が快適で、安全・安心に暮らしていけるまちを実現するため、人にやさしいまちづくりの推進に必要な基本理念、基本方針、基本目標、施策を総合的・体系的に示すことを目的としたものです。

人にやさしいまちづくりの推進にあたっては、まちを形成する社会基盤施設等の整備ばかりでなく、市民・事業者の理解、協力が不可欠であることから、本計画ではハード・ソフトの両面からの取り組みを示すこととします。

## 1-2 計画の位置づけ

本計画は、第一期計画の考え方を継承し、西東京市における「人にやさしいまちづくりの総合的な指針」として位置付けます。また、本計画は、以下に示す市の上位・関連計画等と密接に関係しているため、各計画等に基づく取り組みとの整合・連携を図ります。



### 1-3 計画の期間

本計画の期間は、2019年度から2023年度までの5カ年とします。

本計画は、さまざまな分野に関係しており、市の上位・関連計画等に基づく取り組みとの整合・連携を図ることから、社会状況等の変化を踏まえるとともに、上位・関連計画等の改定状況を考慮しながら適宜見直しを行います。

計画期間

計画	年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
基本構想・基本計画	第2次基本構想										
	前期基本計画						後期基本計画（予定）				
都市計画マスタープラン	2014～2025前後										
<b>人にやさしいまちづくり推進計画</b>	<b>2009～第一期計画</b>						<b>第二期計画</b>				
交通計画	2014～2023										
交通安全計画	～2015			2016～2020					2021～（予定）		
道路整備計画	2007～2016				2017～						
無電柱化推進計画								2019～2025（予定）			
みどりの基本計画	2013～2023前後										
公園配置計画						2018～2023					
環境基本計画	第2期										
農業振興計画	前期						後期（予定）				
地域防災計画	2013修正			2016修正			2019修正（予定）				
文化芸術振興計画	2012～2018						2019～2023（予定）				
地域福祉計画	第3期						第4期（予定）				
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第5期	第6期				第7期			第8期（予定）		
障害者基本計画	2014～2023										
健康づくり推進プラン	2013～第2次前期期間					第2次後期計画					
子育て・子育てワイワイプラン		2015～2024									
教育計画	2014～2018						2019～2023（予定）				

## 1-4 計画の進行管理

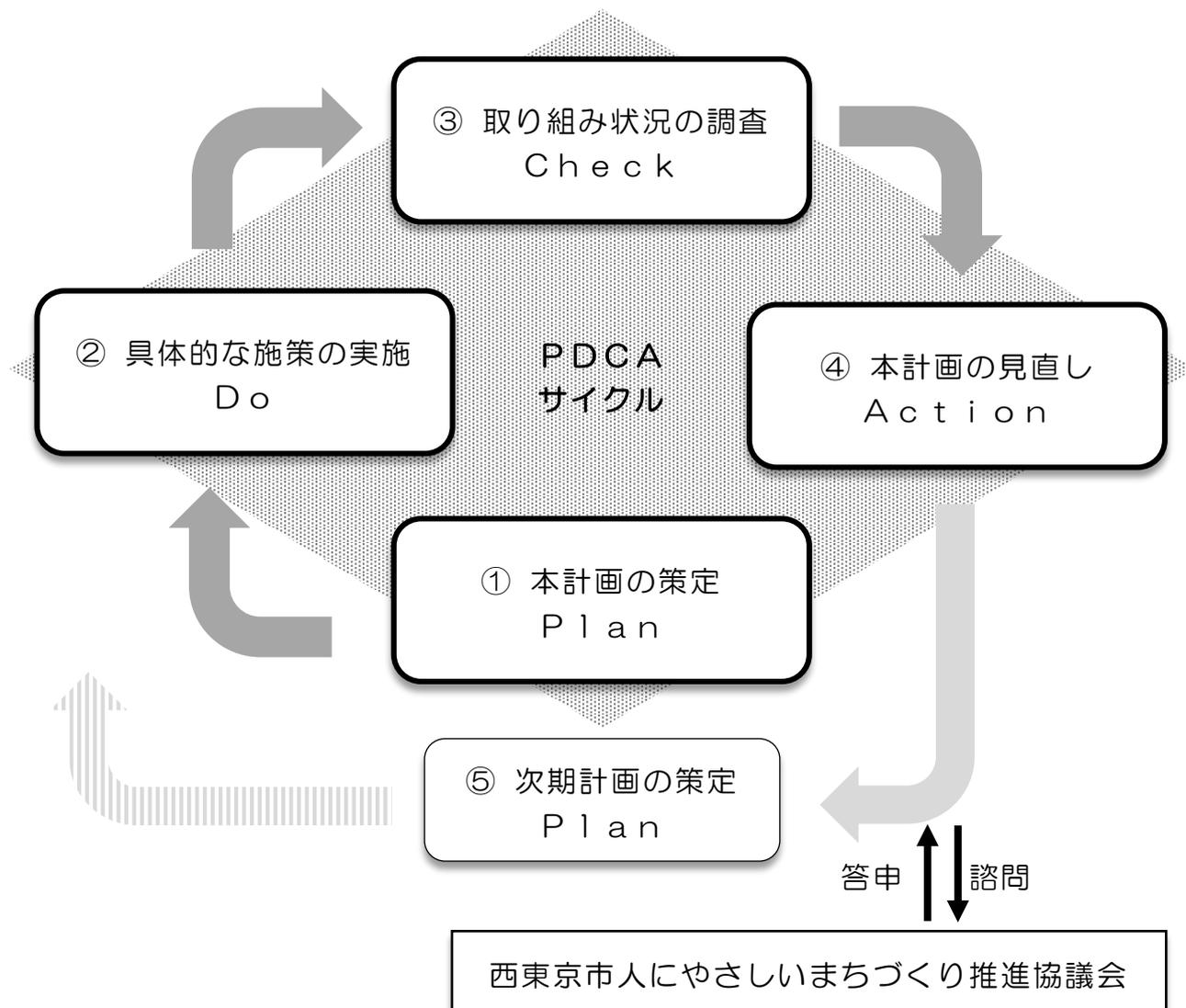
本計画では、市の上位・関連計画等に基づく取り組みとの整合・連携を図ることから、基本理念と基本方針をもとに設定する3つの基本目標ごとに施策の方向性を示し、それぞれに該当する具体的な施策を各分野の個別計画等に基づき列挙します。

そのうえで、第一期計画の期間で行われた施策の取り組みを整理し、今後の目標を定め、目標実現に向けた取り組み状況を定期的に調査します。

また、この間の市を取り巻く社会状況等の変化に応じて、新たな具体的な施策を示し、その取り組み状況も定期的に調査します。

取り組み状況の調査の結果、必要に応じて、本計画の見直しを行います。

本計画の見直しを行い、次期計画を策定するにあたっては、市民、学識経験者や関係団体代表で構成する「西東京市人にやさしいまちづくり推進協議会」への諮問・答申を経たうえで行うこととします。



## 2 計画の基本的な考え方

### 2-1 西東京市人にやさしいまちづくり条例について

「西東京市人にやさしいまちづくり条例」の理念は、以下に示すとおりです。  
本計画は、条例の理念を十分に踏まえ策定しています。

#### (基本理念)

- 第3条 人にやさしいまちづくりは、市民が安心して、安全に暮らせるまちを実現するため、市民、事業者及び市の相互の信頼の下に、協働により行われなければならない。
- 2 人にやさしいまちづくりは、土地基本法第2条に規定する土地について公共の福祉を優先させるものとする基本理念及び環境基本法第4条に規定する環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を旨とする基本理念を踏まえ、総合的かつ計画的に行われなければならない。
- 3 人にやさしいまちづくりは、地球環境への配慮、緑の保全と創出、人と緑の触れ合いについて策定した市の定める緑化に関する計画に基づき行われなければならない。
- 4 人にやさしいまちづくりは、高齢者・障害者をはじめすべての市民が暮らしやすくするため、障壁等がなく自由に行動できるまちにしていくことを基本として行われなければならない。

また、西東京市人にやさしいまちづくり条例第7条では、西東京市人にやさしいまちづくり推進計画の策定を規定しており、同条第2項では推進計画に定める事項を、以下のとおり規定しています。

#### (推進計画の策定)

##### 第7条 (略)

- 2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 基本理念の普及・啓発に向けた教育・学習に関する事項
  - (2) 人にやさしいまちづくりに係る情報の提供・交換に関する事項
  - (3) 高齢者・障害者に配慮した人にやさしいまちづくりの推進に関する事項
  - (4) 公共施設のバリアフリー化（障害者基本法第21条に規定する施設のバリアフリー化）の推進に関する事項
  - (5) 小規模店舗等のバリアフリー化の推進支援策に関する事項
  - (6) 人にやさしいまちづくりを支援する民間施設の確保に関する事項
  - (7) 公共交通機関のバリアフリー化に向けた交通事業者への協力要請に関する事項
  - (8) 緑地の確保及び保全による良好な自然環境及び居住環境に関する事項
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、人にやさしいまちづくりに関する施策に必要な事項

## 2-2 基本理念

本計画の基本理念は、条例の理念を踏まえ、第一期計画から引き続き、以下のとおりとします。

### 西東京市人にやさしいまちづくり推進計画の基本理念

**住んでみたい・住み続けたい・住んでいて良かったと思えるまちへ**

第一期計画では、市民・事業者・行政が、あらゆる人の状況を理解し互いに協力しながら、まちづくりや支えあい・助けあいの活動に取り組むことにより、すべての市民が安心して暮らしていける「西東京市」を目指してきました。

本計画においても引き続き、この基本理念のもと、快適に、安心して、安全に暮らせるまちの実現を目指します。

## 2-3 基本方針

基本理念をもとに、本計画の基本的な方向性（基本方針）は以下の3点とします。

### 基本方針1 だれもが人にやさしい支えあいのまちづくり

人にやさしいまちづくりは、市民一人ひとりが意識をもち、他人を思いやる心を持つことなしには、実現できません。「まちづくりは人づくり」との観点に立ち、市民のやさしい心を育む取り組みを推進します。

### 基本方針2 「もの」と「心」のバリアをなくすまちづくり

道路や施設などにおける物理的なバリア（障壁）の解消のほか、人々の生活の中に潜在している差別や偏見など（心のバリア）の解消に努めます。

### 基本方針3 安らぎが感じられるまちづくり

「人にやさしいまちづくり」の推進にあたっては、市民・事業者・行政の協働により、人々が安らぎを感じることでできる環境づくりも視野に入れた取り組みを展開していきます。

## 2-4 基本目標

基本理念と基本方針をもとに、本計画では3つの基本目標を設定し、これに沿って施策の体系を展開します。

### 基本目標1 やさしい心と主体性を育む取り組みの推進

ユニバーサルデザインの理念や高齢者や障害のある人等に対する市民の理解を深めるため、普及啓発や教育、情報提供等を推進します。

また、地域におけるコミュニティ形成とさまざまな支えあいの活動を促進し、市民による人にやさしいまちづくりを推進します。

### 基本目標2 すべての人にやさしい公共空間づくり

公共建築物、道路等におけるバリアフリー化と積極的な緑化により、高齢者や障害のある人等だれもが快適に利用できる公共空間整備を推進します。また、公共交通機関等のバリアフリー化を促進していくよう交通事業者に協力を要請していきます。

市民の憩いの場となる公園、緑地などの確保に努めるとともに、既存の公園・緑地についても快適性を高めるために適切な管理を行います。

### 基本目標3 市民・事業者の協力によるやさしいまちづくり

小規模店舗等の入口の段差解消をはじめとするバリアフリー化を推進することで、高齢者や障害のある人等だれもが快適に利用しやすい環境を整備します。また、誰もが気軽にベンチや休憩スペース、トイレ等を利用できるよう、民間施設への協力を要請していきます。

宅地や事業所敷地など民有地における緑化を促進するとともに、農地・樹林地についても積極的な活用を図ります。

## 2-5 施策の体系

### 【基本理念】

住んでみたい・住み続けたい・住んでいて良かったと思えるまちへ

基本方針1 だれもが人にやさしい支えあいのまちづくり

基本目標1 やさしい心と主体性を育む取り組みの推進

#### 【施策の方向性】

- (1) 心のバリアフリー等の推進
- (2) 情報提供の充実
- (3) とともに支えあう活動の支援

基本方針2 「もの」と「心」のバリアをなくすまちづくり

基本目標2 すべての人にやさしい公共空間づくり

#### 【施策の方向性】

- (1) 公共建築物のバリアフリー化等の推進
- (2) まちなかにおける安全性の向上
- (3) 公共交通機関等の利便性の向上
- (4) 公共の緑の保全と整備

基本方針3 安らぎが感じられるまちづくり

基本目標3 市民・事業者の協力によるやさしいまちづくり

#### 【施策の方向性】

- (1) 小規模店舗等のバリアフリー化に関する支援
- (2) 人にやさしいまちづくりを支援する民間施設の確保
- (3) 民有地における緑化の推進

### 3 施策の展開

#### 基本目標 1 やさしい心と主体性を育む取り組みの推進

【施策の方向性】

(1) 心のバリアフリー等の推進

高齢者や障害のある人等に対する理解を深めるために、学校教育や福祉教育、生涯学習事業など、様々な機会を通して、市民一人ひとりの心のバリアフリーを推進します。

具体的な 施策	1 小中学校における福祉教育の推進
担当課 (関連計画等)	教育指導課（教育計画） 生活福祉課（地域福祉計画）
施策の内容	ボランティア活動等の体験及び西東京市ボランティア・市民活動センターからの講師を招いた授業など、児童の高齢者や障害のある人等への理解を深める福祉教育を推進します。
これまでの 取り組み	総合的な学習の時間において、障害のある人の疑似体験（車椅子、アイマスク、点字など）を実施しました。また、障害のある人との交流や障害者施設への訪問、外部から招いた講師による授業や講演会を実施しました。 西東京市ボランティア・市民活動センターから、ボランティア活動をする方を講師として派遣し、ボランティアの意義、障害のある人への理解を深める福祉教育を実施しました。
今後の目標	小・中学校における社会奉仕体験等、福祉教育を充実させていくことで、人権課題「障害のある人」や「高齢者」等に関わる人権教育の一層の効果的な推進を図ります。

具体的な 施策	2 地域における福祉教育の推進
担当課 (関連計画等)	公民館（教育計画）
施策の内容	生涯学習関係の講座などを活用し、福祉教育や地域福祉、地域の課題や解決方法について学ぶ機会を充実します。
これまでの 取り組み	生涯学習関係の講座において、「障がいを理解する講座」「高齢者の課題を考える講座」等を実施しました。
今後の目標	生涯学習事業として引き続き、高齢者・障害のある人への理解を深める学習の場を設けます。

具体的な 施策	3 小中学校における環境学習の推進
担当課 (関連計画等)	教育指導課（教育計画） 環境保全課（環境基本計画）
施策の内容	市内の小中学校では、総合的な学習の時間等を活用し、地球環境問題や身近な環境保全活動等についての学習を推進します。 また、学校教育における実践的な環境教育プログラムを検討していきます。
これまでの 取り組み	小中学校において、環境を守り、資源を大切にすることを育み、効果的な行動を促すための環境学習を推進しました。 環境副読本として、「西東京市の環境」を作成し、各学校に配布しました。
今後の目標	生命や自然に対する感受性や、身近な環境から地球規模の環境へつなげる豊かな創造力、それを守ろうとする態度を養い、持続可能な社会の実現に努めることで、環境の保全に貢献できるよう環境教育を進めます。また、環境学習教材の内容の充実に努めます。

具体的な 施策	4 地域における環境学習の推進
担当課 (関連計画等)	環境保全課（環境基本計画）
施策の内容	「西東京市第二次環境基本計画」に基づき、地域における環境学習を充実することにより、市民の環境保全に関する知識を高めるとともに、地域の環境保全活動への参加を促進していきます。
これまでの 取り組み	エコプラザ西東京において、環境講座の実施、環境情報の提供、環境啓発イベントの開催や市民環境活動団体への支援を実施しました。
今後の目標	エコプラザ西東京において実施する環境学習、環境情報の提供を通して、引き続き地域の環境学習を推進します。

【施策の方向性】

(2) 情報提供の充実

高齢者や障害のある人、外国人等が必要な情報を入手できるよう、情報提供体制の充実を図ります。また、ボランティア団体、NPO等の地域における助けあいや支えあい活動について、その活動情報等を広く市民に周知します。

具体的な施策	5 NPO等市民活動団体の情報発信の支援
担当課 (関連計画等)	協働コミュニティ課（市民活動団体との協働の基本方針） 生活福祉課（地域福祉計画）
施策の内容	NPO等市民活動団体の情報発信を支援し、その活動内容等について広く市民に周知することで、地域住民の問題解決活動や連携活動への参加を促進します。また、ふれあいのまちづくり事業等の地域に密着した活動を広く周知することで、地域住民の支えあい活動への参加を促進します。
これまでの取り組み	西東京市市民協働推進センター「ゆめこらぼ」において、機関紙の発行やホームページにより市民活動団体の情報発信を支援しました。また、地域の市民団体活動を周知することで、地域住民の問題解決活動や連携活動への参加を促進しました。 ふれあいのまちづくり事業などの地域の市民活動を周知することで、地域住民の支えあい活動への参加を促進しました。
今後の目標	西東京市市民協働推進センター「ゆめこらぼ」を通して、市民活動団体の情報発信を支援していきます。また、ふれあいのまちづくり事業の周知を継続していきます。

具体的な施策	6 【新規】外国人に配慮した情報の提供
担当課 (関連計画等)	文化振興課（文化芸術振興計画）
施策の内容	在住外国人が日常生活において必要としている基本的情報等について、西東京市多文化共生センターを通して提供します。

具体的な施策	7 【新規】「障害者のしおり」の活用
担当課 (関連計画等)	障害福祉課（障害者基本計画）
施策の内容	障害者福祉に関する各種施策を総合的にまとめている「障害者のしおり」の内容を充実させ、誰もが分かりやすい冊子とします。また、有効な活用方法を検討し、必要な情報がその情報を必要としている人に的確に伝わるように努めます。

具体的な施策	8 【新規】子育てに関する情報提供の充実
担当課 (関連計画等)	子育て支援課（子育て・子育てワイワイプラン）
施策の内容	子育て支援施策の周知充実のため、子育て支援情報誌等の作成を行います。

#### 【施策の方向性】

#### (3) ともに支えあう活動の支援

ボランティア団体、NPO等の市民活動団体の活動を支援するとともに、活動団体間同士の地域における連携を促進します。

具体的な施策	9 地域における連携体制の構築
担当課 (関連計画等)	協働コミュニティ課（地域コミュニティ基本方針）
施策の内容	自治会・町内会等を中心に、各種地域組織、学校、企業、行政機関などが連携して地域課題に取り組むことができる体制（地域協力ネットワーク）の設立と運営支援に向けた取り組みを推進します。
これまでの取り組み	平成28（2016）年2月に「南部地域協力ネットワーク」が、平成30（2018）年2月に「西部地域協力ネットワーク（にしにしnet）」がそれぞれ市内南部、西部に設置され、現在各々の活動を市が支援しています。
今後の目標	市民団体同士の連携と協力を目的とした、地域協力ネットワークを中部と北東部に設立していくとともに、支援をしていきます。

具体的な 施策	10 地域における福祉人材の育成と活動拠点の整備
担当課 (関連計画等)	生活福祉課（地域福祉計画）
施策の内容	地域における福祉活動の担い手となるボランティア、NPO法人、地域活動団体を育成するため、講演会・研修会・実習等を主催する社会福祉協議会の取り組みを支援します。また、ふれあいのまちづくり事業と連携を図り、地域福祉に関する情報提供、利用者相互の情報交換等を行う地域福祉活動の拠点づくりを進めます。
これまでの 取り組み	社会福祉協議会の「ふれあいのまちづくり事業」における地域活動拠点として整備してきました。平成29（2017）年度時点で8箇所整備しています。また、西東京市ボランティア・市民活動センターでは、各種ボランティアに関する研修・講座を開催し、担い手の育成に取り組んできました。
今後の目標	補助金を交付するなど、引き続き社会福祉協議会における取り組みを支援していきます。

具体的な 施策	11 防災・防犯市民組織活動への支援
担当課 (関連計画等)	危機管理室 （地域防災計画、犯罪のない安全なまちづくり条例）
施策の内容	市民との連携により、下校時のパトロール等を継続することにより、市民の防犯意識を高めていくとともに、「西東京市犯罪のない安全なまちづくり条例」に基づき、防犯協会をはじめとする自主防犯活動団体の防犯活動を支援していきます。また、市内では、町会・自治会及びマンションの管理組合を母体とする防災市民組織が組織されており、市の支援を得て、防災訓練や備蓄品・資機材の購入等を進めています。今後はより一層のPRを図り、防災市民組織の立ち上げを促進していきます。
これまでの 取り組み	防災・防犯市民活動組織への補助金の交付、防災学習、市民との協働による「地域合同パトロール」等を実施しました。
今後の目標	防災・防犯市民組織の活動を支援することで、市民の防災、防犯意識の向上に努めていきます。

具体的な 施策	1 2 災害時に備えた要援護者への支援体制づくり
担当課 (関連計画等)	危機管理室・高齢者支援課・障害福祉課・生活福祉課 (地域防災計画、高齢者保健福祉計画、障害者基本計画、地域福祉計画)
施策の内容	地域防災計画及び地域福祉計画等で位置づけられている災害時要援護者対策に基づき、災害発生時に備えて、自力での避難が困難な高齢者や障害のある人等に対する地域住民による支援体制づくりを行います。
これまでの 取り組み	関係各課が危機管理室と連携して、災害時に備えた要援護者への支援体制づくりを推進しました。
今後の目標	災害発生時に備えて、自力での避難が困難な高齢者や障害のある人等に対する地域住民による支援体制づくりを推進します。

具体的な 施策	1 3 NPO等市民活動団体の活動の支援
担当課 (関連計画等)	協働コミュニティ課（市民活動団体との協働の基本方針）
施策の内容	西東京市市民協働推進センター「ゆめこらぼ」において、NPO法人等の設立支援、活動団体間の連携促進を図ることで、NPO法人等市民活動団体の活動の支援と協働を推進していきます。
これまでの 取り組み	西東京市市民協働推進センター「ゆめこらぼ」において、各種市民活動に関する相談や機関紙、ホームページ等による活動内容についての情報発信、講座や交流機会の実施により、市民活動団体同士のコミュニティづくり等段階に応じた支援を実施しました。
今後の目標	西東京市市民協働推進センター「ゆめこらぼ」による市民活動団体への支援を通して、協働によるまちづくりを進めていきます。

具体的な 施策	14 ボランティア活動への参画促進
担当課 (関連計画等)	生活福祉課（地域福祉計画）
施策の内容	西東京市ボランティア・市民活動センターが実施している相談、情報提供、講習会等の充実を支援し、市民のボランティア活動への理解と参加を促進します。
これまでの 取り組み	広報誌の発行やホームページでの情報提供、講習会・学習会の開催等を通して、市民のボランティア活動への理解と参加を促進してきました。
今後の目標	西東京市ボランティア・市民活動センターが実施している相談、情報提供、講習会等の充実を支援していきます。

具体的な 施策	15 子どもの緊急避難場所の確保(子ども110番ピーポくんの家)
担当課 (関連計画等)	児童青少年課（子育て・子育てワイワイプラン）
施策の内容	PTA・青少年育成会が主体となり、子どもたちが地域で事件・事故に巻き込まれそうになったとき緊急避難場所として逃げ込める家（子ども110番ピーポくんの家）を公募するとともに、保護者に対して周知を図ります。市は、協力者の家に貼るステッカーなどを配布し、子どもたちの不安解消と地域ぐるみでの子どもたちの避難場所確保の活動を支援していきます。
これまでの 取り組み	各学校の子ども110番ピーポくんの家担当者が地域を回り、子どもたちが被害を受けたり、身の危険や不安を感じたりした時に、安心して避難できる場所として、地域の方に「協力員」として登録してもらっています。
今後の目標	地域の協力による子どもの緊急避難場所の確保に努めます。

具体的な施策	16 【新規】市民の健康づくり支援
担当課 (関連計画等)	健康課（健康づくり推進プラン）
施策の内容	「健康事業ガイド」や「健康」応援ニュースの発行、さらには出前講座等の健康教育等を通じ、健康情報の発信、地域（まち）の健康づくりに取り組みます。

## 基本目標2 すべての人にやさしい公共空間づくり

### 【施策の方向性】

#### （1）公共建築物のバリアフリー化等の推進

バリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた、誰もが使いやすい公共建築物としての機能向上を図るため、老朽化や耐震化の工事にあわせて、必要に応じて整備を行います。

具体的な施策	17 公共建築物のバリアフリー化等の推進
担当課 (関連計画等)	各公共施設所管課（公共施設等マネジメント基本方針）
施策の内容	「西東京市公共施設等マネジメント基本方針」に基づき計画的に管理を行っていきます。また、バリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた、誰もが使いやすい公共建築物としての機能向上を図るため、必要に応じて整備を行います。
これまでの取り組み	<p>田無庁舎に授乳室を設置しました。</p> <p>田無庁舎、保谷庁舎ロビーのタッチパネルモニターで、「庁舎案内・公共施設・行政情報・避難場所等」位置情報と詳細情報を表示する案内板を導入しました。</p> <p>田無庁舎のエレベーター改修において、音声での誘導や見やすい表示板等ユニバーサルデザインを採用しました。</p> <p>芝久保公民館、芝久保図書館においてトイレの洋式化改修工事、谷戸公民館においてエレベーターの設置等を実施しました。</p> <p>総合体育館に視覚障害者誘導用ブロック、障害者用駐車スペースを設置しました。</p> <p>文化施設及び市民交流施設については、今後の改修や修繕に合わせた対応を進めています。</p>
今後の目標	各公共施設において、施設の老朽化対策として実施する改修等にあわせ、バリアフリー化等を推進します。

【施策の方向性】

(2) まちなかにおける安全性の向上

人、自転車、自動車が安全で円滑に通行できる道路、歩道の整備を進めます。また、高齢者や障害のある人等をはじめ、誰もが安全かつ快適に移動することができるよう、歩行空間のバリアフリー化を進めます。

具体的な 施策	18 快適な道路空間の創出
担当課 (関連計画等)	道路管理課（交通安全計画） 道路建設課（道路整備計画、無電柱化推進計画）
施策の内容	歩道が設置されている道路については、歩道のバリアフリー化と適切な維持管理を行い、快適な歩行空間の確保に努めます。 歩道が設置されていない道路については、交通事故を防止するため、路側帯の広幅員化や道路標識の整備を行うなど、歩行者の安全性を確保するための方策の導入について検討していきます。また、歩道未整備区間については、引き続き整備を推進します。
これまでの 取り組み	歩道のバリアフリー化と適切な維持管理として、 ・現地調査等を行い必要な補修工事を実施する等、歩道の適切な維持管理に努めました。 ・ひばりヶ丘駅南口駅前広場の歩道改修工事等を実施しました。 歩道の設置されていない道路における歩行者の安全対策として、 ・カラー舗装による車と歩行者の分離、歩道の整備等を実施しました。
今後の目標	歩道が設置されている道路については、歩道のバリアフリー化及び適切な維持管理に努めます。 歩道が設置されていない道路については、交通事故を防止するため、路側帯の広幅員化や道路標識の整備を行う等歩行者の安全対策を実施します。 快適な道路空間の創出に繋がる無電柱化を進めます。

具体的な 施策	19 都市計画道路の整備推進
担当課 (関連計画等)	道路建設課（道路整備計画）
施策の内容	幹線道路としての役割を担う都市計画道路の整備は、自動車だけでなく歩行者の利便性を高めることにもつながります。そのため、東京都との連携を図りながら、引き続き都市計画道路の整備を進めます。
これまでの 取り組み	都市計画道路3・4・15号保谷北荒屋敷線の整備が完了しました。都市計画道路3・4・21号ひばりが丘駅北口線の整備は、平成30（2018）年度で完成となります。
今後の目標	東京都と連携を図りながら、引き続き都市計画道路の整備を進めます。

具体的な 施策	20 放置自転車対策の推進
担当課 (関連計画等)	道路管理課（交通安全計画）
施策の内容	駅周辺等の放置自転車については歩行者の通行の妨げになっていることから、自転車等放置禁止区域内に放置されている放置自転車等の撤去を継続的に行い、誰もが安心して安全に通行できる環境確保に努めます。
これまでの 取り組み	市内5駅に放置自転車整理指導員を配し、注意喚起等を行うとともに、市報、ホームページによる啓発活動を実施しました。平成29（2017）年度において、撤去台数が3年前の6割程度に減少しました。
今後の目標	放置自転車の撤去等に取り組むことで、誰もが安心して安全に通行できる道路環境の確保に努めます。

具体的な 施策	21 安心・安全な道路環境づくり
担当課 (関連計画等)	道路管理課（交通安全計画）
施策の内容	<p>交通事故を未然に防止するため、道路反射鏡、道路区画線（スクールゾーンの表示など）、ガードレールなどの交通安全施設を設置していきます。</p> <p>夜間の交通安全と防犯対策のため、市内道路上に街路灯を設置していきます。また、商店街や団地の自治会などに対して街路灯に要する電気代の補助を行います。</p>
これまでの 取り組み	<p>交通安全施設（街路灯、道路反射鏡、防護柵等）の設置及び維持管理を行うことで、歩行者や自転車、車等の利用者が安全かつ快適に通行できる交通環境の整備に努めました。</p> <p>また、夜間の交通安全と防犯対策として、街路灯を設置していくとともに、商店街、団地の自治会等に対して街路灯に要する電気代の補助を実施しました。</p>
今後の目標	交通安全施設（街路灯、道路反射鏡、防護柵等）の設置及び維持管理を行うことで、歩行者や自転車、車等の利用者が安全に通行できる交通環境を整備します。

具体的な 施策	22 交通安全活動の推進
担当課 (関連計画等)	道路管理課（交通安全計画）
施策の内容	<p>市民に対する交通安全の意識啓発として自転車教室、出前講座による交通安全教室、キャンペーンなどを随時開催します。</p> <p>また、交通安全週間における啓発などを通じて、市民の交通マナーの向上を促進します。</p>
これまでの 取り組み	警察、交通安全協会と連携して交通安全教室等を実施しました。
今後の目標	交通安全教室等を実施することで、引き続き市民の交通マナー向上を図ります。

具体的な 施策	23 通学路の安全確保
担当課 (関連計画等)	道路管理課（交通安全計画） 教育企画課（教育計画）
施策の内容	子どもの通学路の交通安全施設の整備を充実するとともに、子どもの通学時の安全を確保するため、関係機関、保護者、地域等と連携・協力を図りながら、見守り体制の整備に取り組みます。
これまでの 取り組み	学校安全計画の見直しを図り、登下校等の安全確認を徹底するとともに、関係機関やPTA等とも連携・協力を図りながら通学路の安全点検等を実施してきました。
今後の目標	通学路の危険箇所に交通擁護員を配置するとともに、関係機関、保護者、地域等と連携・協力を図りながら、見守り体制の整備に取り組みます。

#### 【施策の方向性】

##### (3) 公共交通機関等の利便性の向上

駅前広場等の整備を進めることで、広くて歩きやすい歩道が整備されるなど、歩行者の回遊性に配慮した、活気とにぎわい、うるおいとやすらぎのある都市空間の創出を目指します。また、はなバス等のサービス向上により、誰もが気軽に移動しやすい環境を整備します。

具体的な 施策	24 駅前広場におけるバリアフリー化等の促進
担当課 (関連計画等)	道路建設課（後期基本計画・道路整備計画）
施策の内容	バス・タクシー事業者との調整を図り、バス・タクシー・自家用車など利用者の安全性を確保するとともに、交通結節点の利用環境の向上を図るため、歩行空間の段差解消やわかりやすいサインの配置等により、すべての人にとって安全で快適な駅前広場の整備をめざします。
これまでの 取り組み	ひばりヶ丘駅北口駅前広場の整備は、平成30（2018）年度で完成となります。 ひばりヶ丘駅南口駅前広場の全面改良を実施しました。
今後の目標	田無駅南口駅前広場の整備を進めていきます。

具体的な 施策	25 「はなバス」の利便性向上
担当課 (関連計画等)	都市計画課（交通計画）
施策の内容	路線バスとの役割分担に配慮しながら路線を見直す等、市民の利便性向上を図ります。
これまでの 取り組み	運行ルートを変更することで、路線バスとの競合を解消しました。踏切通過等による遅延を解消しました。
今後の目標	利用者の状況を把握し、市民の利便性向上に向けた施策を継続します。

具体的な 施策	26 高齢者や障害のある人への移送サービスの充実
担当課 (関連計画等)	高齢者支援課（高齢者保健福祉計画） 障害福祉課（障害者基本計画）
施策の内容	高齢者や障害のある人等単独での公共交通機関の利用が困難な方の社会参加と社会活動圏の拡大を図るため、NPO法人等、民間移送業者による移送サービスの充実を図ります。
これまでの 取り組み	高齢者保健福祉計画、障害者基本計画に基づき、移送サービスの充実を図ってきました。
今後の目標	高齢者や障害のある人等の社会参加と社会活動圏の拡大を図るため、引き続き移送サービスの充実を図ります。

【施策の方向性】

(4) 公共の緑の保全と整備

市民や民間との協働により既存公園・緑地の適切な維持管理を目指します。

具体的な 施策	27 既存の公園・緑地の適切な維持管理
担当課 (関連計画等)	みどり公園課（公園配置計画）
施策の内容	市が管理する公園や緑地は、公園管理協力員（市民団体やボランティア）による管理運営が行われています。公園管理協力員への参加を促進するとともに、必要に応じて資質を高める講座等を実施し、市民との協働による公園・緑地の適切な維持管理が将来にわたり継続されるための取り組みを推進します。
これまでの 取り組み	公園ボランティアによる運営管理が行われる等、市民との協働による公園づくりを推進しました。 公園ボランティア会員数745人（平成30（2018）年10月時点）
今後の目標	公園ボランティアの協力や民間の活力を活用して、公園等の維持管理を推進します。また、ボランティアの資質を高める講座等を実施します。

具体的な 施策	28 公共施設における緑化の推進
担当課 (関連計画等)	みどり公園課（みどりの基本計画）
施策の内容	公園など公共用地に設置した花壇では、デザインや植え付けを市民団体との協働で行う「花いっぱい運動」を実施しています。市では、活動を実施する団体に対し、植え付けに必要な花苗・資材等の支給を行っています。また、花苗の一部は、活動団体が運営する市の育苗センターで育成しています。今後も、市民との協働による事業を継続していきます。
これまでの 取り組み	公園等における公共用花壇の維持管理として、市民団体と協働で行う「花いっぱい運動」を支援しました。 オープンガーデン等マップを作成し、「花いっぱい運動」の周知に努めました。
今後の目標	市民団体が実施する「花いっぱい運動」等の活動を支援することで、引き続き公共施設における緑化を推進します。

具体的な 施策	29 公園・緑地の確保
担当課 (関連計画等)	みどり公園課（公園配置計画）
施策の内容	生産緑地や借地公園、樹林地、屋敷林等を計画的に買い取り、公園・緑地として整備し、公園空白地区の解消に努めます。
これまでの 取り組み	ひばりが丘地区地区計画に伴い整備を進めてきました、ひばりが丘さくらの道公園が平成29（2017）年8月に開園しました。平成24（2012）年度に下保谷四丁目特別緑地保全地区を指定、平成29（2017）年度に用地の取得が完了しました。
今後の目標	公園空白地域において、500㎡以上の公園の新設を目指します。

### 基本目標3 市民・事業者の協力によるやさしいまちづくり

#### 【施策の方向性】

#### （1）小規模店舗等のバリアフリー化に関する支援

小規模な店舗や生活便利施設などにおいて、店舗主等の協力を得ながら店舗等入口等の段差を解消するなど、だれもが気軽に利用できる整備を促進します。

具体的な 施策	30 助成制度の活用によるバリアフリーの誘導
担当課 (関連計画等)	都市計画課（人にやさしいまちづくり推進計画）
施策の内容	小規模店舗（東京都福祉のまちづくり条例等によりバリアフリー化が義務づけられていない）施設に対する助成金を交付することで小規模店舗におけるバリアフリー化について支援していきます。
これまでの 取り組み	助成金を交付することで、小規模店舗におけるバリアフリー化を支援しました。
今後の目標	助成金を交付する等、引き続き支援していきます。また、助成金制度についてより一層の周知を図り、利用者の増加を目指します。

【施策の方向性】

(2) 人にやさしいまちづくりを支援する民間施設の確保

まちなかにおけるトイレやベンチ、休憩スペース、授乳スペースなどだれもが気軽に利用できる環境の整備について、民間施設に協力を要請することで、高齢者や障害のある人、乳幼児連れの人などが安心して外出できる環境づくりを促進します。

具体的な 施策	31 人にやさしいまちづくりを支援する民間施設の確保
担当課 (関連計画等)	都市計画課 (人にやさしいまちづくり推進計画、東京都福祉のまちづくり条例)
施策の内容	まちなかにおけるトイレやベンチ、休憩スペース、授乳スペースなどだれもが気軽に利用できる環境の整備について、民間施設に協力を要請します。
これまでの 取り組み	まちなかにおける休憩スペースの確保として、まちなかベンチ設置助成金交付要綱に基づき、まちなかにおけるベンチの設置について支援しました。 助成金交付要綱については、平成24(2012)年度で終了し、5件の利用実績がありました。
今後の目標	東京都福祉のまちづくり条例において、一定規模以上の店舗等を建築する際には、誰でも利用できるトイレ、授乳室、オムツの替え場所等の設置が義務付けられていることから、同条例に基づく届出を受けることで、人にやさしいまちづくりを支援する民間施設の確保を図ります。

具体的な 施策	32 【新規】大規模開発における開発指導に基づく歩道等の設置
担当課 (関連計画等)	都市計画課 (人にやさしいまちづくり条例)
施策の内容	大規模開発事業においては、人やさしいまちづくり条例に基づき、大規模開発事業者に対して、人にやさしいまちづくりへの協力について指導・助言を行います。指導・助言に基づき、歩行者の安全を確保するための歩道や誰でも利用できる公園の設置を求めるなど、人にやさしいまちづくりを支援する施設の確保を目指します。

具体的な 施策	33 【新規】開発指導に基づく歩行空間の確保
担当課 (関連計画等)	都市計画課（人にやさしいまちづくり条例）
施策の内容	保谷駅南口における道路（都道233号線）については、歩道がなく、またバス路線となっていることから、歩行者に危険な道路となっています。当該区間において開発事業が行われた際には、人にやさしいまちづくり条例に基づき、事業者に対して歩行空間の確保について協力を求めます。

【施策の方向性】

（3） 民有地における緑化の推進

一定規模以上の開発事業については、「西東京市人にやさしいまちづくり条例」に基づく事業者への指導と、事業者の理解・協力により、適切な公園と緑を確保していきます。また、住宅地や事業所用地においても積極的な緑化を働きかけ、市民・事業者との協働により、まちの潤いを創出していきます。

具体的な 施策	34 開発指導に基づく緑の創出
担当課 (関連計画等)	都市計画課（人にやさしいまちづくり条例）
施策の内容	「西東京市人にやさしいまちづくり条例」では、一定規模以上の開発事業について、一定割合の公園や緑地を確保するよう規定しています。同条例に基づき、開発事業者へ公園・緑地の設置を求めることで、宅地や施設敷地内の緑の適切な確保を図ります。
これまでの 取り組み	一定規模以上の開発事業においては、人にやさしいまちづくり条例に基づき公園・緑地の設置を求めることで緑化を推進しました。
今後の目標	人にやさしいまちづくり条例の規定に基づき、引き続き開発事業者に公園・緑地の設置を求めています。

具体的な 施策	35 市民・事業者による緑化の推進
担当課 (関連計画等)	みどり公園課（みどりの基本計画）
施策の内容	宅地と道路の接道部の緑化及びブロック塀の安全化を推進するため、新たな生垣の造成と、それに伴うブロック塀の撤去費用に対する助成を行っています。このほか、保存樹等の指定基準に該当する樹木や生垣で市の指定を受けた保存樹木・保存生垣についても補助金を交付しています。
これまでの 取り組み	生垣の造成及びブロック塀の撤去費用に対する助成を実施しました。また、市の指定を受けた保存樹木、保存生垣に対して補助金を交付しました。
今後の目標	保存樹木、保存生垣に対して補助金を交付することで、緑化を推進します。また、既存ブロック塀の生垣化を推進することで、地震等災害発生時の避難路の安全性向上を目指します。

具体的な 施策	36 農業への理解促進
担当課 (関連計画等)	産業振興課（農業振興計画）
施策の内容	市民が農業、農地、農産物に触れる機会を創出することにより、市民の農業への理解促進を図ります。
これまでの 取り組み	市民農園、農業体験農園を通して、市民が農業に触れる機会を提供しました。また、各種イベントを通して、市民の農業への理解促進を図りました。
今後の目標	市民農園や農業体験農園等を通して、市民の農業への理解促進を図ります。

## 資料編

### 1 西東京市人にやさしいまちづくり推進協議会

西東京市人にやさしいまちづくり条例（第9条）に基づき設置される、人にやさしいまちづくりの推進に関する事項について調査審議する市長の附属機関、同条例において以下のとおり規定しています。

（人にやさしいまちづくり推進協議会）

- 第9条 人にやさしいまちづくりの推進に関する事項について調査審議するため、市長の附属機関として人にやさしいまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
- 2 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。
- (1) 推進計画に関する事項
  - (2) 前条に規定する表彰に関する事項
  - (3) 次条に規定する大規模な土地の取引に関する事項
  - (4) 第12条に規定する大規模な開発事業に関する事項
  - (5) 第18条に規定する開発事業に関する事項
  - (6) その他市長が必要と認める事項
- 3 協議会は、前項各号に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 協議会は、市民、事業者又は学識経験を有する者のうちから、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。
- 5 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 2 西東京市人にやさしいまちづくり推進協議会委員名簿

(任期：2017年6月1日～2020年5月31日)

氏名	選出区分	備考
熊田 博喜	学識経験者	
中舘 克己	学識経験者	副会長
三輪 秀民	学識経験者	会長
池田 干城	関係団体	
池田 正幸	関係団体	
小菅 真秀	関係団体	
江口 秀秋	市民	
持地 靖三	市民	
林 さゆり	公募市民	
米森 史子	公募市民	

## 3 計画策定の経過

年月日	作成経過
平成 30 (2018) 年	
12月12日	第22回西東京市人にやさしいまちづくり推進協議会 主な審議内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第一期計画における取り組み内容の評価について</li> <li>■ 計画の期間について</li> <li>■ 計画の位置づけについて</li> <li>■ 本計画において取り組む施策について</li> <li>■ 計画の進行管理について</li> </ul>
平成 31 (2019) 年	
1月25日～2月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市民意見の募集（パブリックコメントの実施）</li> </ul> 計画素案に対する意見募集
3月12日	第23回西東京市人にやさしいまちづくり推進協議会 主な審議内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ パブリックコメントの結果報告</li> <li>■ 計画最終案について</li> <li>■ 諮問・答申</li> </ul>

## 4 用語の解説

### あ行

#### いけがき 生垣

植栽によってつくられた垣根のことで、敷地の境界などに樹木を巡らせて塀の役割を持たせるものをいう。

#### エコプラザ西東京

環境の保全と循環型社会の形成を推進するために平成20（2008）年にオープンした環境学習の拠点施設で、環境講座やイベントの開催や、環境学習教材の貸出しなど市民の環境学習活動を応援している。また、市民団体には環境学習活動や講座の会場として利用されている。

#### NPO（法人）

ボランティア団体や市民団体等、民間の営利を目的としない団体の総称。特定非営利活動促進法（通称：NPO 法）に基づき、「特定非営利活動法人」という法人格を得て活動している。

### か行

#### カラー舗装

美観上、あるいは交通安全対策上、道路の機能を高めるために着色した舗装で、着色舗装とも呼ばれる。細街路においては、主にドライバーの注意を喚起し速度の抑制を促すために用いられている。

#### 健康都市宣言

平成23（2011）年8月に市民共通の願いとして、生涯健康で「一人ひとりが輝き互いに支え合うまち」の実現のために、健康を「人」と「環境」の両面から捉え、市民自らが努力（自助）し、互いに助け合う（共助）とともに、公共とも連携する（公助）ことで、さまざまな分野の協働により「健康都市」をめざすことを宣言した。

#### 公園ボランティア

自治体などに登録した上で、公園内の清掃、除草、樹木・花壇の手入れなどを自発的かつ無償で行う人々のこと。

#### けっせつてん 交通結節点

異なる交通手段(場合によっては同じ交通手段)を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設で、具体的には、鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道などをいう。

#### 交通擁護員

公立小学校の児童の通学途上における安全確保を図るために配置される人をいう。

## 子ども110番ピーポくんの家

子どもが不審者などにより被害を受けたり、身の危険を感じて助けを求めたときに保護し、状況によっては110番通報していただくもの。

## 子育て支援情報誌

おもに0歳から就学前までの子どもと子育て中の方を対象にした「西東京市子育てハンドブック」等がある。

## さ行

### 災害時要援護者

災害時の避難に支援が必要な方々のこと。西東京市においては下記の方が該当する。

- (1) 65歳以上の高齢者で、ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯に属する方
- (2) 介護保険の要介護認定を受けている方
- (3) 心身等に障害がある方
- (4) 難病（国都の難病等医療費助成認定）の方

### 自転車等放置禁止区域

「西東京市自転車等の放置防止に関する条例」により、市内各駅周辺は「自転車等放置禁止区域」に指定されている。

### 市民協働

市民、自治会・町内会、ボランティア団体、NPO、事業者、企業、市などのさまざまな主体が、公共の利益に資する同一の目的をもって取り組むまちづくり活動に対し、対等の立場で連携の上、協力し、及び協調して取り組むことをいう。

### 市民協働推進センター「ゆめこらぼ」

市民活動や協働によるまちづくりの拠点として、NPOや市民活動を幅広くサポートし、様々な協働の形を生み出していくための施設をいう。

### 生涯学習

人々が、自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的意思に基づき、必要に応じて自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じて行う学習をいう。

## た行

### 大規模開発事業

西東京市人にやさしいまちづくり条例において以下のとおり規定されている。

- (1) 開発面積が5,000平方メートル以上の開発事業
- (2) 共同住宅で計画戸数が100戸以上又は戸建住宅の計画区画数が100区画以上の開発事業
- (3) 床面積の合計が10,000平方メートル以上の建築物を建築する開発事業

### 多文化共生センター

地域で暮らす外国人の相談窓口として、外国人支援のボランティアを中心に運営している。

### 地域協カネットワーク

各地域で活動している様々な団体や地域住民が「連携」「協力」し合い、まちづくりのために活動するネットワークの住民自治組織をいう。

### 東京都福祉のまちづくり条例

ユニバーサルデザインを基本理念とし、高齢者や障害のある人を含めたすべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めることを目的とする条例。建築物では移動等円滑化経路等の整備、道路では歩道の有効幅員の確保など、対象施設の区分に応じ、「整備基準」を定めており、施設所有者・管理者に対して、施設の新設や改修に際して基準への適合を求めている。

### 都市計画道路

都市計画法で定められる都市施設のひとつで、安全・快適な交通の確保、みどりの空間の確保、活力と魅力ある都市の形成、防災強化、上下水道・ガス等の収容など、様々な機能を有している。

## な行

### 西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略

我が国における少子・高齢化社会の進展に的確に対応し、人口減少社会に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域が自らの地域資源を活用して、将来にわたって活力ある日本社会を創造することを目的とする「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国の長期ビジョンや総合戦略を勘案し、西東京市の実情に応じた施策の方向を示すもの。

## は行

### 花いっぱい運動

市民の緑化への関心を高めるとともに、潤いのある豊かなまちづくりの実現を図るために、公園などの公共用地に設けた花壇のデザインや植え付け、管理などを市民と協働で行う活動のことをいう。

### バリアフリー

高齢者や障害のある人が社会へかかわりを持つとしようとするときに、社会の側でそれを妨げる障壁（バリア）があるとの認識のもと、バリアをなくすことで社会にかかわりやすくする環境を整えようとする考え方である。現代では、道路や建築物における段差解消など、まちづくりにおけるバリアフリーのほか、視覚・聴覚障害者等が支障なく情報を得られる「情報バリアフリー」、人々の意識から差別や偏見をなくす「心のバリアフリー」など、ハード・ソフトに関係なくさまざまなバリアをなくす意味で用いられている。

### **ふれあいのまちづくり事業**

西東京市社会福祉協議会が進めている、小学校通学区域を中心に地域住民が主役となって繰り広げる「住民参加型」のまちづくり活動、「こころのふれあうまち」「お互いに助け合うまち」「安心して暮らせるまち」を目指し、小学校の通学区域ごとに「住民懇談会」を組織し、地域ごとにさまざまな「まちづくり活動」を行っている。

### **歩行空間の確保**

西東京市人にやさしいまちづくり条例において、開発事業を行うにあたって、開発事業者は一般都道東大泉田無第233号線に面する建築物の1階の壁面部分と道路境界線との間又は開発区域内から道路境界線までの間に歩行者が通行可能な空間を確保するよう努めるものとするとして規定している。（歩行空間を確保する区域 西東京市東町三丁目265番5地先から同所295番5地先）

### **ボランティア**

市民の主体的かつ自主的な活動、または活動者をいう。狭義には福祉分野における自主活動をいうが、広義にはあらゆる自主活動を意味する。

### **ボランティア・市民活動センター**

西東京市における様々な問題・課題を解決していくための活動を実践している人及びこうした活動に関心をもっている人を応援するための施設をいう。

### **や行**

#### **ユニバーサルデザイン**

ユニバーサルは「すべてにわたり一般的な」という意味をもつ。ユニバーサルデザインは、すべての年齢や能力の人々に対し、可能な限り最大限に使いやすい製品や環境のデザインを指し、「みんなのためのデザイン」ともいわれている。ユニバーサルデザインのまちづくりとは、高齢者・障害のある人・妊産婦・子ども・外国人を含むすべての人にとって使いやすい施設や設備を整備することをいう。

第二期西東京市人にやさしいまちづくり推進計画  
平成31（2019）年 月

発行 西東京市都市整備部都市計画課  
〒202-8555 西東京市中町1-5-1（保谷庁舎）  
電話 042-438-4051（直通）  
FAX 042-438-2022  
ホームページ <http://www.city.nishitokyo.lg.jp/>